

大阪府の知的財産戦略

大阪府立特許情報センター 所長 伊藤 幸雄

目次

1. 大阪府知的財産戦略指針の策定
2. 知的財産の創造
3. 知的財産の保護
4. 知的財産の活用
5. 人材の育成と府民意識の向上
6. おわりに

.....

1. 大阪府知的財産戦略指針の策定

大阪産業の再生を図るためには、科学技術の成果を活かした新産業の創出、既存産業の高度化を図る必要があります。単純な価格競争では、人件費の安い諸外国に太刀打ちできない状況において、特許をはじめとする「知的財産」を数多く創造し、活用する知恵の勝負に活路を見出すことが今まで以上に求められています。

国においては、知的財産基本法の施行、知的財産戦略本部の設置など、知的財産立国に向けた取組みを進められています。同法の中に、知的財産の創造・保護・活用に関する自主的な施策の策定・実施が地方公共団体の責務として規定されるなど、知的財産立国に向けた取組みの強化が求められております。

大阪府においても、知的財産の成果を企業に移転して付加価値を高めていくことが非常に重要だという認識の下、平成10年に「大阪府産業科学技術振興指針」を策定し、いち早く、戦略的に科学技術振興を通じて産業の活性化を図ってまいりました。また、平成12年に「大阪産業再生プログラム(案)」を策定しましたが、このプログラムのメインテーマも科学技術を活用した産業の再生でした。これまでも、当センターにおける特許情報の提供や相談事業の実施、大阪TLOを核とした産学官連携の促進、大阪府立産業技術総合研究所における中小・ベンチャー企業の技術高度化の支援や新産業創出の支援など積極的に取り組んでまいりましたが、本府としての知的財産に関する方針や体系的な

施策を打ち出し、知的財産を活用した支援策を総合的に展開するため、本年2月に『大阪府知的財産戦略指針』を策定しました。

この指針では、知的財産の「創造」、「保護」、「活用」、知的財産に関連する「人材の育成と府民意識の向上」を柱に、本府がこれから取り組むべき事項を定めています。

2. 知的財産の創造

知的財産を活用した豊かな社会を実現するための第一段階として、知的財産を継続的に創造する必要があります。本府自らも知的財産を創造し、産業界への移転を促進していきます。大阪府立大学では、産業界との共同研究を通じて知的財産を創造していますが、平成17年4月の公立大学法人化後には、バイオ、環境、ナノテク等の領域で世界レベルの研究を目指すとともに、地域の知的財産創造活動に一層貢献します。また、大阪府立産業技術総合研究所では、研究所の持つ優れた技術や機器の利用、技術の指導・相談等、新技術・新商品開発に対する総合的な支援を行ってまいります。さらに、補助金や融資制度により、資金面からも研究開発を支援し、中小・ベンチャー企業の知的財産の創造を推進します。

また、当センターでは、他府県に類のない約42万冊の紙公報や国内外電子媒体公報の閲覧ができますが、知的財産の創造・保護・活用に関する相談に対応するため、当センターをはじめ、近畿経済産業局特許室、日本弁理士会近畿支部など知的財産関連機関・団体が集合・連携する「関西特許情報センター」を形成し、ワンストップサービスを展開しています。

3. 知的財産の保護

創造された知的財産を適切に権利化することにより、自己の技術が無断で他者に使用されることを防止

できます。既に、中小企業向け融資制度において、国内外の特許出願費用等に対する資金支援を行うとともに、海外知的財産権制度等に関する情報提供を行っていますが、中小・ベンチャー企業の国際競争力を向上させるため、今年度「大阪府外国特許出願経費補助金」を創設し、海外特許の取得を促進します。また、中小企業等が身近な場所で相談できるよう、今年度から日本弁理士会近畿支部の御協力もいただき、府内各地域で「知的財産相談」を実施しています。

4. 知的財産の活用

創造・保護された知的財産権を有効に活用することにより、産業界全体の活性化が促進されます。当センターでは、平成9年度から「特許流通アドバイザー」による開放特許の流通促進に取り組んでいます。情報、バイオ、環境、福祉、ものづくりの各分野に精通した専門家を重点配置することにより、平成15年度には前年比約2.5倍の126件の成約を上げるなど、実績が大きく向上しています。

平成13年度には、産学官一体となって大阪TLOを発足させ、大学の研究成果の産業界への移転を促進しています。大阪TLOでは、特許を媒体とした技術移転のみならず、技術相談やコンサルティング、産学官共同研究の推進など、産学官連携の促進全体を事業範囲にとらえ、幅広い事業を展開しています。

また、ものづくりに関する総合支援拠点「クリエイション・コア東大阪」の2期施設では、関西の主要な13大学が産学連携オフィスに入居し、産学連携や人材育成に関する様々な支援を行ってまいります。

さらに、知的財産を活用した中小・ベンチャー企業の事業展開を支援するため、資金・技術・経営の各方面からの総合的支援を行っています。資金面では、ビジネスプランを評価することにより、担保や保証にとらわれず、新規性や成長性に優れた企業に資金支援を行う「ベンチャービジネス融資支援事業」、大学や試験研究機関、TLOからの技術の事業化に対し投資する「大学発ベンチャー支援投資事業」など、豊富な支援メニューをそろえています。

5. 人材の育成と府民意識の向上

知的財産の創造・保護・活用の全てにおいて、成否の鍵を握るのは人材であります。このため、大阪府立

大学では「知の創造者」を生み出す教育を行い、若い技術者・研究者の育成を行います。大阪府立工業高等専門学校においては、企業等の社会的ニーズに対応した技術教育を行うとともに、マネジメント能力を備えた高度な技術者の養成を図ります。また、小学校や高等学校においては、創造性を育む科学技術・理科教育を推進し、多様な個性や能力を伸長する教育を行うなど、幅広い層に対する人材の育成を図ります。さらに、今年度から、府内各地域で「知的財産セミナー」を開催するなど、知的財産に対する意識の向上を図ってまいります。

6. おわりに

元来、大阪人は自由な発想と先見性に富んでおり、これまで多くの苦境を独自のアイデアとベンチャー精神で乗り越えてきた歴史があります。今こそ、この大阪人の特性を活かして知的財産の形成と地域からの発信を心掛ける必要があります。

技術が高度化、複雑化する中、個人の「才覚」だけでは新技術・新商品を開発することはなかなか難しい時代になっていると思いますが、持ち前の「才覚」と「知的財産」を最大限に活かし、大阪ならではの商品やサービスを提供していく必要があります。

本指針の推進に当たっては、こうしたことが可能となるよう、日本弁理士会をはじめ、国、市町村、経済団体、NPO等、様々な活動主体との緊密な連携の下、取り組んでいく必要がありますが、当センターとしても積極的に施策を展開してまいりたいと存じますので、関係者皆様の御支援・御協力をお願いします。

お問合せ先

大阪府立特許情報センター企画総務課
TEL: 06-6772-0704 FAX: 06-6772-0627
E-Mail: opic@o-pic.jp